令和7年度　武蔵村山市
私立幼稚園等保護者補助金のご案内
子ども・子育て支援新制度園向け

はじめに

武蔵村山市では、幼児教育の振興を図るため、幼児を私立幼稚園等に通園させている保護者の方に、入園料、保育料等を補助いたします。
補助を受けるためには申請が必要となりますので、このパンフレットをご覧のうえ、別添の申請書にて申請してください。

１.補助金を受けられる方

幼児（園児）及びその保護者が、以下のすべてにあてはまる場合に、支給の対象となります。

（１）幼児が私立幼稚園等に在園する園児であること。

（２）園児が満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児であること。

満３歳児	令和　４（2022）年４月２日～ 令和　５（2023）年４月１日生※
３歳児	令和　３（2021）年４月２日～ 令和　４（2022）年４月１日生
４歳児	令和　２（2020）年４月２日～ 令和　３（2021）年４月１日生
５歳児	平成 31（2019）年４月２日～ 令和　２（2020）年４月１日生

※　満3歳の誕生日を迎えた園児。　満3歳児クラスが認可されている園に限ります。
※　学校教育法第18条の規定による就学猶予または免除された児童についても対象となります。

（３）園児及びその保護者（申請者）が武蔵村山市内に在住し、かつ住民登録がなされていること。

（４）園児及びその保護者（申請者）が同一世帯であること。
※（例）園児の扶養者である父が単身赴任中の場合、園児と一緒に暮らしている母が保護者（申請者）となります。

（５）保護者（申請者）が園児の入園料、保育料等を私立幼稚園等に納入していること。

※（１）及び（５）については、在園する私立幼稚園等の確認が必要となります。
市から直接、私立幼稚園等に確認いたします。

2. 補助金の内容

各月1日に武蔵村山市に住民登録があることが交付条件となります。
保護者の世帯の住民税の課税状況（所得階層）により、月を単位に補助額を交付します。
補助対象経費については、以下のとおりです。

<table>
<tr><th>補助金
経費(保護者の負担)</th><th colspan="2">私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金</th></tr>
<tr><th></th><th>都負担分</th><th>市負担分</th></tr>
<tr><td>入園料</td><td>補助対象となりません</td><td rowspan="5">補助対象です</td></tr>
<tr><td>特定負担額</td><td rowspan="3">補助対象です</td></tr>
<tr><td>施設維持費</td></tr>
<tr><td>教材費</td></tr>
<tr><td>整備費</td></tr>
<tr><td>給食費</td><td>補助対象となりません</td></tr>
</table>

※新制度に移行している幼稚園（例：むらやま幼稚園）や認定こども園（教育認定）を利用しているかたは、無償化によって利用料の負担が０円となっています。
この補助金では、無償化の対象とならない「特定負担額」（施設維持費や冷暖房費など）や給食費等を補助対象としています。

3. 申請手続き

『武蔵村山市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書』
に必要事項を御記入のうえ、**園が定める締切日までに幼稚園へ提出**してください。
（記入例６～７ページを参照）

■提出書類

1. 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書

2. 課税証明書等・・・令和7年１月１日の時点で武蔵村山市に住民登録のない方のみ
下記の提出が必要です。

※令和6年１月１日に武蔵村山市に住民登録がない場合は住民登録のあった自治体にて発行された令和6年度課税証明書をご提出ください。（令和7年度入園者のみ）

～令和7年1月1日時点で武蔵村山市に住民登録がある方～
※　令和7年度の住民税の申告がお済みでない方は、申告手続きが必要です。
※　世帯全員（注1）の住民税額の確認が必要となりますので、配偶者及び扶養の状況も申告してください。

①令和7年１月１日の時点で武蔵村山市に住民登録のない方

保護者・扶養者の状況	必　要　書　類
令和7年1月2日以降に武蔵村山市に転入された場合	世帯全員（注1）の令和7年度課税（非課税）証明書の原本 ※令和7年1月1日の時点で、住民登録のあった市区町村で発行されたもの ※所得・扶養人数・課税額・控除の種別及び金額のわかるもの （保護者（申請者）の被扶養者となっている方の証明書は添付不要です。）
※ 単身赴任中等により、他の市区町村に令和7年度の住民税を納めている場合	
令和7年1月1日の時点で海外に在住していた場合	令和６年中（1月1日から12月31日まで）の給与所得証明書（海外・国内全ての分）、又は給与所得を証明できるもの（原本） ※勤務先で発行されたもの（発行できない場合はご相談ください。） ※日本語に翻訳されたもの
横田基地に在住の方	Form W2 2023,Form W2 2024

（注1）園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）

上記の書類が幼稚園の提出期限までにそろわない場合は、直接、子ども育成課あてに提出し、その旨を幼稚園にお伝えください。

② 注意事項

- 補助金の所得制限に使用する所得割課税額は、住宅ローン控除、配当控除、寄付金控除、外国税控除の税額控除前の額を算定基準額とします。
- 生活保護世帯の場合は、生活保護受給証明書（原本）をご提出ください。

3. 第２子以降の満３歳児で預かり補助を希望する場合

・・・保育の必要性について分かる書類（４ページ参照）を申請書と合わせてご提出下さい。

4. 委任状

・・・上記申請書に印字されている保護者氏名と口座名義が異なる場合は提出が必要です。
※その他、申請書記載の保護者と異なる方が窓口にて申請をされる場合も委任状の提出が必要となります。

※申請期限は、　**令和7年7月25日（金）**　です。
途中入園又は転入等の事情がある方や上記の期限に間に合わない方は、
令和8年2月20日（金）（最終期限）

4. 補助金の交付

○ 各補助金は原則として、申請者名義の口座に支給します。

○ 振込前に『交付決定通知書』をお送りしますので、補助金額、振込口座等を確認してください。

○ **前期分（4月～9月分）を11月下旬、後期分（10月～3月分）を翌年4月下旬に交付（予定）します。**

5. 基準額及び補助金額一覧

≪注意≫
・全所得階層区分、兄・姉の年齢に制限を設けず、その兄・姉から数えて第何子になるかで補助金額が決まります。ただし、その兄・姉は生計を一にするもの、すなわち、収入及び消費生活上の家計が同一であることが必要です。

・補助金は、令和7年度に支払った保育料等が上限となります。そのため、表に記述の補助金額が支給されない場合があります。補助金額が保護者の方が負担された保育料等の合計額を上回る場合は、保護者の方が負担された保育料等の合計額が補助金の補助限度額となります。

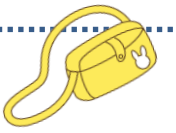

≪ 所得階層区分　A～F　の世帯 ≫

月額（単位：円）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">園児が属する世帯の所得階層</th><th colspan="3">負担軽減補助金</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th colspan="2">金　額</th></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="2">生活保護世帯</td><td>第１子～
第３子</td><td colspan="2">9,800</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">非課税世帯
均等割のみ課税世帯</td><td rowspan="2">非課税世帯
均等割のみ課税世帯
（ひとり親世帯等）</td><td>第１子</td><td>6,800</td><td rowspan="2">9,800</td></tr>
<tr><td>第２子
第３子</td><td>9,800</td></tr>
<tr><td rowspan="3">C</td><td rowspan="3">所得割額が77,100円以下の世帯</td><td rowspan="3">所得割額が77,100円以下の世帯
（ひとり親世帯等）</td><td>第１子</td><td rowspan="2">5,400</td><td>6,800</td></tr>
<tr><td>第２子</td><td rowspan="2">9,800</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td>9,800</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D</td><td colspan="2" rowspan="2">所得割額が211,200円以下の世帯</td><td>第１子
第２子</td><td colspan="2">5,400</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td colspan="2">9,200</td></tr>
<tr><td rowspan="2">E</td><td colspan="2" rowspan="2">所得割額が256,300円以下の世帯</td><td>第１子
第２子</td><td colspan="2">5,400</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td colspan="2">8,600</td></tr>
<tr><td>F</td><td colspan="2">所得割額が所得階層区分表の区分Eを超える世帯</td><td>第１子～
第３子</td><td colspan="2">5,400</td></tr>
</table>

例　父、母、兄（小学校5年生）、姉（5歳児クラス）、弟（3歳児クラス）が私立幼稚園に通う世帯の場合

◎　所得階層Cの場合

兄（小学校５年生）⇒ 第１子
姉（５歳児クラス）⇒ 第２子
弟（３歳児クラス）⇒ 第３子

左のとおり数えるため、姉はC階層の第２子、弟はC階層の第３子となる。
つまり**姉の補助額（月額）は5,400円**（年間64,800円）となり、
弟の補助額（月額）は9,800円（年間117,600円）となる。

※　ただし納入した保育料等の範囲内での補助となります。

第２子以降の満３歳児の預かり保育料が補助されます

令和５年１０月より預かり保育の利用料に対する補助を
私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金でも行うこととなりました。
対象となる方については下記をご参照下さい。

補助の対象となる方　（下記①～⑥すべてに該当する方）

① 武蔵村山市に居住・住民登録があり、園児と同世帯である。
② 預かり保育を利用している園児が第２子以降である。
③ 園児の預かり保育料を負担している。
④ 保育の必要性（下記参照）が確認できる。
⑤ 課税世帯である。（非課税世帯の方は施設等利用給付の対象になります）
⑥ 園児が満３歳児クラスに所属している。（満３歳児の誕生日を迎えた月からが対象です。）

⑴　補助金額

区分	補助単価（日額）	算定方法
令和７年度に満３歳に達する 第２子以降の園児	４５０円	補助単価（日額）×預かり保育の利用日数

⑵　保育の必要性について

下記のいずれかに該当すること

就労（外勤・自営・内職等） パートを含む	１か月あたり４８時間以上の就労をしていること
母親の妊娠・出産	母親が出産の前後であること（認定の対象となる期間は原則として出産予定月を挟む前後２か月の合計５か月間）
疾病・負傷又は障害	児童の保護者が疾病若しくは負傷又は障害を有すること
介護又は看護	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること
災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のために保育に当たれないこと
求職活動	日中の求職活動（企業の準備を含む）を常態としていること （必要書類については市に直接ご連絡ください。）
就学	職業訓練校・学校教育法に定める学校・専修学校等に在学し、勉学のため児童の保育に当たれないこと（１か月あたり４８時間以上の就学を常態としている）
社会的養護が必要な場合	虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要であること

就労証明書　　様式①

自営業・業務委託・内職の方は
最終ページに記載されている
書類及びスケジュール表を
３か月分提出する必要があります

就労証明書　様式②
（自営業・業務委託・内職等の方用のスケジュール表）

（HP番号：1003751）

≪ひとり親世帯等の概要≫

ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一世帯の方が以下に該当する世帯です。

① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない方で現に児童を扶養している方（児童扶養手当、児童育成手当を受給している方等が対象となります。）
② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
③ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
④ 精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る。）
⑥ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の方に限る。）

上記②～④、⑥に当てはまる方の場合、それを証明する書類として申請書のほかに以下の書類が必要となります。書類は、申請書に添付するか、子ども育成課　保育・幼稚園係宛に直接お送りください。（添付書類のみ送付する場合は、幼稚園名と園児名が分かるメモ書きを付けて配達状況が確認できる特定記録郵便等でお送りください。）

保護者・保護者と生計を一にする世帯に属する者の状況	必　要　書　類
② 身体障害者手帳の交付を受けた方	身体障害者手帳の氏名が記載されているページの写し。
③ 療育手帳の交付を受けた方	療育手帳(東京都の場合は愛の手帳)の氏名が記載されているページの写し。
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	精神障害者保健福祉手帳の氏名・生年月日・有効期限が記載されているページの写し。令和7年度有効のものを提出すること。年度の途中で有効期限が切れた場合は、更新した手帳の写しの提出も必要です。
⑥ 障害基礎年金の受給者	年金証書の写し。

ご注意ください

◎　無償化とは別の補助金です。
◎　毎年申請が必要です。
◎　このパンフレットは武蔵村山市の補助金について説明したものです。 他の自治体とは異なります。

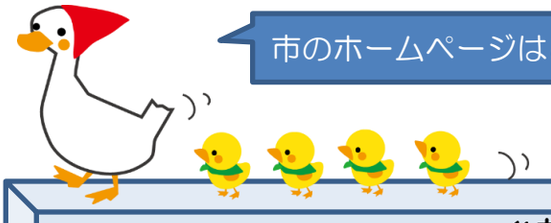

市のホームページはこちら　⇒

（HP番号：1003751）

≪お問い合わせ≫
武蔵村山市　子ども家庭部　子ども育成課
〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
電話：042(565)1111　内線 197

補助金を希望される方は、必要事項を記入して押印の上、幼稚園に提出してください。
消せるボールペンでの記入はしないでください。

記入例

第１号様式（第６条関係）

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書

保

保護者（申請者）	フリガナ	ムラヤマ　タロウ			
	氏名	村山　太郎			
	住所	東京都　武蔵村山市　本町　〇ー△ー□ 電話：　042（　565　）1111			
	令和７年１月１日現在の住所	市内・市外	※市外の場合は、記入してください。 市（区・町・村）から転入		
	振込先金融機関	ゆうちょ　銀行・農協・信金　〇〇八　本店・支店	口座番号 普通・当座・貯蓄　000000	口座名義（カナ） ムラヤマ　タロウ	
就園幼児	在籍する私立幼稚園等の名称	★★★幼稚園			
	氏名	生年月日	年齢区分		
	村山　一郎	2019 年 6 月 8 日	5 歳児		
	村山　一花	2022 年 6 月 27 日	満３歳児	つき 組	
		年　月　日	歳児	組	

訂正される場合には、必ず訂正箇所に二重線の上、訂正印（申請書の同意欄と同一のもの）を押印してください。

既に口座が入力されていて、振込先を変更したい方については、二重線で訂正の上、訂正印を押印しその上に記載してください。

※ゆうちょ銀行の場合も支店名の記入が必要になりますので、ウェブサイト等で確認の上必ずご記入ください。

申請書が配られたあとに新入園児が増えた場合、追記してください。

就園幼児と生計を一にする家庭の状況（就園幼児は除く。）

氏名	生年月日	同居・別居の別	続柄	学校名、幼稚園名等
村山　太郎	1987 年 4 月 23 日	同居・別居	父	
村山　花子	1985 年 5 月 14 日	同居・別居	母	
村山　武蔵	2017 年 7 月 14 日	同居・別居	兄	☆☆小学校
	年　月　日	同居・別居		
		同居・別居		
	年　月　日	同居・別居		

世帯員が増えた場合、追記してください。

ひとり親世帯等（裏面参照）に該当しますか。（どちらか一方を〇で選択してください。）
※該当する方は裏面に必要事項を記入してください。

該当・非該当

どちらか一方に〇をつけ「該当」する方は、裏面にもご記入ください。

令和７年度私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付を上記のとおり申請します。また、交付決定後は上記口座に振り込んでください。

この申請に関し、私及び全世帯員の住民基本台帳、課税台帳及び生活保護受給状況等の公簿による確認、並びに幼児の私立幼稚園等在籍状況について必要な資料を関係機関から収集することに同意します。

令和7 年 **7** 月 **21**日

武蔵村山市長　殿

保護者氏名　**村山　太郎**　㊞

保護者氏名　**村山　花子**　㊞

朱肉を使う印鑑で押印してください。

1　太枠のみ記入してください。
2　「就園幼児と生計を一にする家族の状況」欄に変更があった場合は、修正してください。
3　令和７年１月１日現在の住所が武蔵村山市以外にあった方は、令和７年度市町村民税課税証明書（生活保護を受けている世帯は、生活保護受給証明書）等を添付してください。（令和７年１月１日現在の住所地で発行されたもの）
4　振込先の金融機関を変更する場合は、修正してください。

本申請書に記入した事項は武蔵村山市保健福祉総合システムに登録されます。

（日本産業規格Ａ列４番）

第２子以降の満３歳児の預かり保育利用料の補助を申請する場合は裏面にも記入をお願いします。

記入例

ひとり親世帯等について

保護者又は保護者と同一世帯の方で、以下に該当する方がいる場合は、該当する番号に〇をつけてください。

① 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和３９年法律第１２９号)による配偶者のない方で現に児童を扶養している方（児童扶養手当、児童育成手当を受給している方等が対象となります。）
② 身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方(在宅の方に限る。)
③ 療育手帳制度要綱(昭和４８年９月２７日付厚生省発児第１５６号)の規定により療育手帳(東京都の場合は愛の手帳)の交付を受けた方(在宅の方に限る。)
④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和２５年法律第１２３号)第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方(在宅の方に限る。)
⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和３９年法律第１３４号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の方に限る。)
⑥ 国民年金法(昭和３４年法律第１４１号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の方に限る。)

ひとり親世帯に該当する方は〇を付けてください。

上記②から④まで及び⑥に当てはまる方の場合、それを証明する書類として申請書のほかに以下の書類が必要となります。

書類は、申請書に添付するか、子ども育成課に郵送してください。（添付書類のみ郵送する場合は、就園幼児の氏名と在籍する幼稚園等の名称が分かるようにし、配達状況が確認できる特定記録郵便等により郵送してください。）

保護者・保護者と生計を一にする世帯に属する者の状況	必　要　書　類
② 身体障害者手帳の交付を受けた方	身体障害者手帳の氏名が記載されているページの写し
③ 療育手帳の交付を受けた方	療育手帳(東京都の場合は愛の手帳)の氏名が記載されているページの写し
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	精神障害者保健福祉手帳の氏名・生年月日・有効期限が記載されているページの写し。令和７年度有効のものを提出すること。年度の途中で有効期限が切れた場合は、更新した手帳の写しの提出も必要です。
⑥ 障害基礎年金の受給者	年金証書の写し

≪令和７年度に満３歳に達する第２子以降の園児に係る預かり保育料の補助を希望する方はこちらも御記入ください。≫

※満３歳に達する日の前日から補助対象となります。

就園幼児の氏名	フリガナ	ムラヤマ　　イチカ	生年月日	利用開始日	令和 7 年 4 月 1 日
	氏名	村山　一花	2022 年 6 月 27 日		
	フリガナ		生年月日		年　月　日
	氏名		年　月　日		
	フリガナ		生年月日		年　月　日
	氏名		年　月　日		

預かり保育の利用を必要とする理由等	
父	☑就労　□疾病・障害　□介護・看護　□災害復旧　□求職活動　□就学　□虐待・ＤＶ □不存在（死亡・離婚・未婚・別居中・その他（　　）） （具体的な状況（介護・看護要件の方のみ具体的な状況について御記入ください。）
母	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護・看護　□災害復旧　□求職活動　□就学　□虐待 □不存在（死亡・離婚・未婚・別居中・その他（　　）） （具体的な状況（介護・看護要件の方のみ具体的な状況について御記入ください。）

保護者の保育が必要な理由に☑を入れ、必ず必要書類を提出してください。

添付書類

以下の中から該当する書類を添付してください。

1　就労している方	就労証明書（保護者（父母それぞれ）一人につき１枚提出してください。就労内定の場合はその証明を受けてください。）
2　出産前後の方（出産予定月を挟む前後２か月の合計５か月間）	母子健康手帳の表紙と分娩予定日が分かるページの写し又は医師の診断書
3　病気の方	該当者の医師の診断書（当該疾病・負傷に保育が困難であることが記載されているもの）
4　障害をお持ちの方	障害による手帳の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し（本人手帳番号障害名等、本人が確認できる部分の写し） 交付を受けていない方…診断書
5　介護している方	介護が必要であることが分かる書類（診断書、介護保険証の写し等）
6　学校に在籍している方	在学証明書（入学予定の場合は合格通知書等の写し）
7　求職中の方	求職申立書兼誓約書（該当する場合は市へ御相談ください。）